



「新MICE施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務」にかかる公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

平成 30 年 7 月 2 日

札幌市長 秋元 克広



1 担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課

電話 011-211-2376

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務名 新MICE施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務

(2) 業務内容

新MICE施設の管理・運営等に採用する事業手法についての検討を行うに際して、各検討段階において必要となる情報や資料の収集・整理するとともに、本市の検討に対する助言や補助等を行い、各検討内容等を踏まえて PPP/PFI 手法の導入可能性の調査結果をまとめるもの。

なお、本市の現状や関連計画等を把握したうえで履行すること。詳細は「提案説明書」「業務仕様書」のとおり。また、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約日から平成 31 年 3 月 29 日まで

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(2)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に希望していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 1)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明又は全部事項証明（写し可）

	※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書（市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

4 手続等

(1) 提案説明書の配布

ア 配布期間 平成30年7月2日（月）から平成30年7月23日（月）までの
平日の9時00分から17時00分まで

イ 配布場所 上記1のとおり。ウェブサイト「札幌の観光行政」にも掲載。

(2) 参加申込書・企画提案書等の提出

ア 申込期間：平成30年7月23日（月）17時00分まで（土日、祝日を除く）

イ 申込時間：9時00分から17時00分まで

ウ 提出書類：提案説明書8(2) ア・イを各1部

提案説明書8(2) ウを計15部

提案説明書8(2) エを計15部

提案説明書8(2) オを1式

事前に来庁日時を担当課に電話予約の上、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により担当課に提出すること。

(3) 一次審査（書類審査）と企画競争実施委員会によるヒアリング審査

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類による一次審査を行い、企画提案参加者を数者に絞る。一次審査通過者について、企画競争実施委員会によるヒアリング審査を行い、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出する。

5 その他

詳細は提案説明書・業務仕様書による。